

日本クレジット協会説明資料

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」
平成30事務年度第2回 【平成30年10月25日】



1. 日本クレジット協会の活動について

当協会は、割賦販売法に基づく「認定割賦販売協会」及び個人情報保護法に基づく「認定個人情報保護団体」の認定を受けており、それらの法的機能とクレジット業界団体としての機能を併せ持つ団体として活動を行っています。

当協会の活動は、クレジット取引の公正を維持し、クレジット取引に携わる関係事業者の業務の適正な運営を確保すると共に消費者の利益保護とその消費生活向上を実現することでクレジット産業の健全な発展に資することを目的としています。

会員数：929社（正会員377社、準会員552社 平成30年10月1日現在）

（国内のクレジットカード発行会社の入会率100%、その他大手加盟店等が会員企業として入会しています。）

①認定割賦販売協会としての活動

- ・自主的取組みに係る規則等
（自主ルール）の制定・周知
- ・加盟店情報交換制度の運用（後述）
- ・クレジットに関する相談等の対応
- ・自主ルール等の遵守状況の調査・分析等
- ・クレジットに関する広報活動の実施
- ・割賦販売法・自主ルール研修の実施

②認定個人情報保護団体としての活動

- ・個人情報保護指針の策定・公表
- ・個人情報の取扱いに関する相談窓口
- ・個人情報漏えい等報告の受付
- ・個人情報保護研修の実施



③業界団体としての活動

- ・クレジットカードインフラ整備とセキュリティ対策
- ・消費者向けクレジットに関する広報・啓発
- ・資格・検定制度、研修の実施
- ・関連法令等に関する会員への周知
- ・クレジットに関する研究調査
- ・クレジット統計数値の整備
- ・反社会的勢力排除のための施策の円滑な運用
（クレジット保安照合サービス（CSRS）の運用等）

ICクレジットカードがご利用できる お店のマークをご存じですか？



左記のマークが表示されているお店では、ICクレジットカードを使用した暗証番号の入力による取引ができます。

クレジットカードには、暗証番号が設定されています。

- ① 暗証番号をお忘れになられた、あるいはご存じない場合は、お持ちのクレジットカードの発行会社にお問い合わせください。
- ② 暗証番号は、クレジットカードをご利用されるご本人様を識別するために必要な重要な番号です。他の方に教えないようにご注意ください。



- 偽造防止効果の高いICチップが付いたクレジットカードを使用します。
- ICクレジットカードのご利用の際は、カード会員自身が設定された暗証番号の入力により、ご利用者確認を行います。



日本クレジット協会
〒103-0016 東京都中央区日本橋小町14番1号
自主日本橋小町ビル5F

<https://www.j-credit.or.jp> 日本クレジット協会 検索

2. クレジット業界の概要

- ・クレジットカードの発行枚数 : 約2億7千万枚
- ・信用供与額（クレジットカードの取扱高） : 約58兆円
- ・消費に占めるクレジットカード決済の割合 : 約19.3%

※平成29年

単位：億円

項目 \ 年別	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
クレジット 販売信用供与額	579,826	625,831	673,339
クレジットカード 信用供与額	498,341	539,265	583,711
ショッピングクレジット 信用供与額	81,485	86,566	89,628

出典：（一社）日本クレジット協会

3. 割賦販売法上の規制体系

クレジットの特性

○商取引に密接不可分に結びついており（密接牽連性）、以下2機能を併せ持つ。

- ・商取引に付随した信用供与としての与信機能
- ・商取引における債権債務関係の解消としての決済機能

(1) 取引の公正確保

- ・取引条件の表示
- ・書面の交付
- ・過剰与信防止（支払可能見込額調査、その超過契約の禁止）
- ・特定契約[※]に係る個別クレジット契約の加盟店調査義務

(2) 購入者等の損害の防止

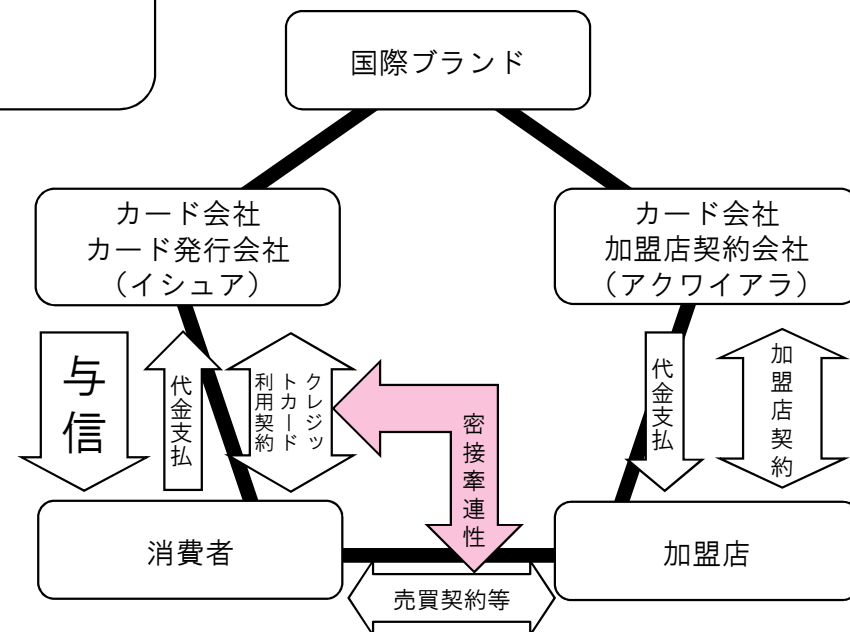
- ・支払停止の抗弁（抗弁権の接続）
- ・与信契約のクーリングオフ
- ・不適正販売、過量販売等への対策（勧誘行為の確認、取消・撤回等）
- ・加盟店情報交換制度を構築し、加盟店契約時等の審査精度の向上のために、苦情情報等の加盟店情報を共有

(3) クレジットカード番号等の適切な管理等

- ・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査（情報漏えいや不正利用対策等を調査）

(4) 経済産業省への登録

- ・包括信用購入あっせん業者（イシュア）
- ・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（アクワイアラ・PSP等）
- ・個別信用購入あっせん業者



※特定商取引法で規制している取引のうち訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引

3. 割賦販売法上の規制体系

改正割賦販売法によるクレジットカード取引における セキュリティ対策の義務化^{※1}（2018年6月）

割賦販売法及び実行計画に基づくセキュリティ対策

(1) クレジットカード番号等の適切な管理（イシュア・アクワイアラ・加盟店）

○カード情報の漏えい対策 **◆カード情報を盗らせない**

- ・カード情報の「非保持化」
- ・カード情報を保持する場合にはPCIDSS^{※2}準拠

(2) クレジットカード番号等の不正利用対策（加盟店）

○対面加盟店における不正利用対策 **◆偽造カードを使わせない**

- ・決済端末のIC対応

○ネット取引等における不正利用対策 **◆ネット等でなりすましをさせない**

- ・多面的・重層的な不正利用対策の導入

(3) 登録制の導入

（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（アクワイアラ・PSP等））

(4) 加盟店調査等の義務

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は加盟店調査

（悪質加盟店の是正・排除、クレジットカード番号等の適切な管理、不正利用の防止のための調査）が義務付けられる。

セキュリティ対策	
イシュア	・PCIDSS対応 ・カードのIC化
アクワイアラ	・PCIDSS対応 ・加盟店調査義務
加盟店	・カード番号等の非保持化又はPCIDSS対応 ・端末のIC対応化 ・不正利用対策

※加えて、実行計画において、消費者には暗証番号の入力を行うことが懇請されている。

※1 改正割賦販売法により義務付けられる具体的なセキュリティ対策の内容については、実務上の指針となり得るものとしてクレジットカード取引セキュリティ対策協議会の「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」が策定されており、これに基づいてセキュリティ対策に取り組んでいる。

<https://www.j-credit.or.jp/security/document/index.html>

※2 PCIDSS クレジットカード会員データの安全な取扱いについて策定された国際的なセキュリティ基準。認定取得を要する。

4. 中間とりまとめに対する意見

意見① クレジットの特性に合わせた議論について

意見

クレジットについて議論する場合は、商取引との密接牽連性という特性に留意して議論を進めていただきたい。

理由

金融制度スタディ・グループ中間整理においては、金融機能を「決済」「資金供与」「資産管理」「リスク移転」の4つに分類した上、機能ごとに着目した検討が行われている。

クレジットカードショッピングは、商取引と密接不可分な仕組みであり、「与信機能」と「決済」を一体的に組み合わせたツールである。この「与信機能」は単に資金を供給する「資金供与」ではなく、商品等の販売や役務の提供に付随した信用の供与であり、使途が限定されない資金供与に比してリスクの異なる取引となっている。同様に、クレジットにおける「決済」についても、商取引における債権債務の解消であり、単に債権債務関係を解消する場合と異なる。

正確にクレジットの実態をとらえきることが可能な方法で検討することが必要である。

4. 中間とりまとめに対する意見

意見② 将来の技術を見据えた規制について

意見

全体論として、リスクに即した規制の在り方を検討するに際しては、ICT技術等の活用によりリスクのカバーができるという視点（規制によるリスクコントロールのみにとらわれず、技術活用によるリスクコントロールに委ねる方が効果的であり得るという視点）にも留意すべきである。
諸外国では各種決済・取引情報を用いICT技術やAI技術等を活用したスコアリング等によって、より精度の高い与信を行うことが可能となってきた。利用者の利便性向上、サービス提供者のリスク軽減の観点から、我が国でこのような技術を生かした精度の高い与信が出来るよう検討すべきである。

理由

海外では、顧客の決済や取引に伴う各種情報をICT技術やAI技術等により分析しスコアリングを行うことにより、顧客の特性に応じたより精度の高い与信が行われるようになってきている。我が国においても、クレジットカードを含むキャッシュレス取引の進展等により、顧客の様々な情報を分析することにより、より精度の高い与信を行うことが可能になると思われる。
今後、現行の法規制に加えて、新技術を生かした与信についても、顧客のリスク低減、利便性の向上の観点から検討する必要があると思われる。

4. 中間とりまとめに対する意見

意見③ 規制の見直しについて

意見

既存の各種規制について、真にリスクに即した規制となっているか見直しを行うべきである。

例

【クレジット業界における具体例】

- ① ICTの進展による書面交付義務の緩和
- ② 犯罪収益移転防止法の取引時確認についての緩和

